記者発表資料

令 和 ７ 年 １ １ 月 ２ ６ 日
国土交通省 青森河川国道事務所

岩木川河川整備委員会を開催します

国土交通省東北地方整備局では、下記のとおり「第１７回岩木川河川整備委員会」を開催します。

「岩木川河川整備委員会」は、「岩木川水系河川整備計画」の策定及び策定後の事業の進捗や事業再評価について意見を伺うため、平成１８年３月２日に学識経験者等を委員として設立されたものです。

今回の委員会では、岩木川直轄河川改修事業及び岩木川総合水系環境整備事業の再評価について意見を伺うものです。

記

日　時 ： 令和７年１２月１日（月）１５：００～１７：００

場　所 ： 弘前商工会議所２階大ホール
青森県弘前市上鞘師町１８－１

内　容 ： １．岩木川直轄河川改修事業（再評価）
２．岩木川総合水系環境整備事業（再評価）

公　開 ：写真、テレビの撮影は議事開始前までとなりますのでご了承願います。
報 道 席：報道関係者の席を用意しております。
一般傍聴：一般の方で委員会の傍聴を希望される方は、会場の都合により数に限りがありますので先着順とさせていただきます。

発表記者会 ： 青森県政記者会、建設関係新聞社、津軽新報社

問い合わせ先

国土交通省　東北地方整備局　青森河川国道事務所
副所長（河川）　武田　桂輔　（内線２０４）
流域治水課長　久保田　篤　（内線３５１）
住所：青森市中央三丁目２０－３８
電話：０１７－７３４－４５２１（代表）

「岩木川河川整備委員会」に関する傍聴規定

１．「岩木川河川整備委員会」は公開とする。

２．会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

３．会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。

（１）傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

（２）傍聴席は､一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。

（３）一般傍聴人の定員は、会場の状況により委員長が判断するものとする。

（４）次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
ア 危険な物を携帯している者
イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
ウ 酒気を帯びていると認められる者
エ その他委員会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（５）傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
ア 委員会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
イ 騒ぎ立てる等、委員会の会議を妨害しないこと。
ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
エ 飲食又は喫煙をしないこと。
オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
カ その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。

（６）傍聴人は、委員会で秘密会とする議題があったときは、委員長の指示により速やかに退場しなければならない。

（７）傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。

（８）委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。